

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 無申告加算税賦課決定処分等取消請求上告提起事件
国側当事者・国(小倉税務署長)

平成23年11月30日却下・確定

(第一審・福岡地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年1月20日判決、本資料261号-4・順号11594)

(控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年9月8日判決、本資料261号-164・順号11754)

決 定

上告人	甲
同訴訟代理人弁護士	日野 孝俊 春島 律子 愛甲 栄治
被上告人	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	平岡 秀夫 小倉税務署長 松本 秀一

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

高等裁判所がした終局判決に対して最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民事訴訟法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告状及び民事訴訟規則194条所定の上告理由書提出期間内に提出された上告理由書には民事訴訟法312条1項又は2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法である。

よって、民事訴訟法316条1項2号に従い本件上告を却下し、上告費用の負担につき同法67条1項、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成23年11月30日

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 西 謙二

裁判官 足立 正佳

裁判官 石山 仁朗